島本町産後ケア事業実施要綱

　（令和 ３ 年１０月 １ 日）

最近改正　令和 ７ 年 ９ 月 ４ 日

（目的）

第１条　島本町産後ケア事業（以下「産後ケア事業」という。）は、心身のケアや育児のサポートを必要とする母親（以下「母親」という。）及びその子（以下「乳児」という。）を対象に、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活することができるよう支援することを目的とする。

　（実施主体）

第２条　産後ケア事業の実施主体は、島本町（以下「町」という。）とする。ただし、町は、日帰りによる支援（以下「通所型」という。）又は宿泊による支援（以下「宿泊型」という。）について、適切な事業運営が確保できると認められる医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）に事業を委託することができる。

２　通所型について、医療機関等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　町内において通所型を実施する施設であること。

⑵　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院若しくは同条第２項に規定する診療所（産科又は産婦人科を標榜するものに限る。）又は分娩を取り扱う同法第２条第１項に規定する助産所であること。

⑶　産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、通所型を委託することを町長が認めた施設であること。

⑷　利用者へ通所型のサービスを提供するための居室が確保されていること。

⑸　利用者へ個別的に産後ケアを適切に行うことができる設備を有していること。

⑹　１名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。

⑺　食事の提供ができること。

３　宿泊型について、医療機関等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　町内又は高槻市内において宿泊型を実施する施設であること。

⑵　医療法第１条の５第１項に規定する病院若しくは同条第２項に規定する診療所（産科又は産婦人科を標榜するものに限る。）又は分娩を取り扱う同法第２条第１項に規定する助産所であること。

⑶　産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、宿泊型を委託することを町長が認めた施設であること。

⑷　利用者へ宿泊型のサービスを提供するための居室が確保されていること。

⑸　入浴設備又はシャワー設備及び沐浴設備を有すること。

⑹　２４時間体制で１名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。また、必要に応じて、心理に関する知識を有する者及び育児に関する指導や育児のサポートを実施するに当たって必要な者を配置すること。

⑺　食事の提供ができること。

　（対象者）

第３条　産後ケア事業の対象者は、町内に居住する母親及び乳児であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

　⑴　通所型の場合にあっては、産後１年未満の母親とその乳児であって、心身のケアや育児のサポートが必要と認められるもの

　⑵　宿泊型の場合にあっては、産後４か月未満の母親とその乳児であって、心身のケアや育児のサポートが必要と認められるもの

２　前項の規定にかかわらず、町長が特別な理由があると認める場合は、対象者とすることができる。

３　前２項に定める対象者のうち、感染症に患している者若しくはその疑いのある者又は入院若しくは加療を要する状態にあって利用に支障があると町長が認める者は除く。

　（事業内容及び実施方法）

第４条　通所型は、対象者を医療機関等に通所させ、次に掲げる内容により実施するものとする。

　⑴　実施日は、月曜日から日曜日までの間で町長が定める日とする。実施時間は午前９時から午後６時までとし、２食の食事提供をすることとする。また、休業日は町長が定める日及び１２月２９日から翌年１月３日までの日とする。

　⑵　サービスの内容は、次に掲げるものを提供することとする。

ア　母体管理及び生活面の指導

　　イ　乳房管理

　　ウ　沐浴、授乳等の育児指導

　　エ　乳児の発育、発達等の確認

　　オ　母親への食事の提供

　　カ　母親の精神的な支援

　　キ　その他必要な保健指導等

２　宿泊型は、対象者を医療機関等に宿泊させ、次に掲げる内容により実施するものとする。

⑴　実施時間は、原則として、午前１０時から翌日の午後５時までの３１時間以内の利用を１泊とし、４食の食事提供をすることとする。利用開始日については、原則として、町役場の開庁日とする。ただし、当該対象者の出産に係る医療機関等において退院当日から宿泊型を利用する場合は、この限りでない。

⑵　サービスの内容は、次に掲げるものを提供することとする。この場合において、滞在期間中は、母子同室により宿泊型を受けることを基本とする。ただし、母親又は次項に規定する委託事業者の状況に応じて母子分離が可能な場合は、この限りでない。

ア　母体の休養の保障

イ　母体管理及び生活面の相談及び指導

ウ　母親の精神的な支援

エ　乳児のケア（発育及び発達の確認、スキンケアに関する相談等）

オ　沐浴、授乳等の育児指導

カ　家庭における育児に関する相談及び指導

キ　その他必要な保健指導等

３　産後ケア事業は、町長が委託した医療機関等（以下「委託事業者」という。）が実施するものとする。

　（利用日数）

第５条　利用日数は、宿泊型にあっては７日まで、通所型にあっては７日までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、７日を超えて利用することができる。

（利用の申請）

第６条　産後ケア事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

　⑴　申請者の属する世帯全員の住所を証する書類（申請日前３月以内に交付されたものに限る。）

　⑵　申請者の属する世帯が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護を受けている世帯又は市民税非課税世帯であることを証する書類

　⑶　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項第１号及び第２号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

（利用の承認等）

第７条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに必要な調査を行い、利用の可否を決定し、申請者に通知するものとする。この場合において、通所型の利用承認期間は乳児が１歳までの間で承認日から４か月までの間とし、宿泊型の利用承認期間は乳児が生後から４か月未満の間とする。ただし、第３条第２項に該当する者は、この限りでない。

２　町長は、前項の規定により利用を承認したときは、委託事業者に対し、利用を承認された者（以下「利用者」という。）に関する必要な情報を提供するものとする。

（利用の変更）

第８条　利用者は、前条の規定により、利用の承認を受けた日以降に、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに町長に変更の申請をしなければならない。ただし、次の掲げる事由に該当するときはこの限りでない。

　⑴　緊急でやむを得ない事由があるとき。

　⑵　軽微な変更であるとき。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更が適当と認めるときは、申請者に対し通知するものとする。

３　町長は、前項の規定により利用の変更を承認したときは、委託事業者に対し、利用を承認された者に関する必要な情報を提供するものとする。

（利用の承認の取消し）

第９条　町長は、産後ケア事業の利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、産後ケア事業の利用の承認を取り消すことができる。

　⑴　産後ケア事業を利用する必要がなくなったとき。

　⑵　転出したとき。

　⑶　虚偽の申請又は不正な行為によって利用の承認を受けたとき。

　⑷　その他町長が不適当と認めたとき。

（支払）

第１０条　町は、委託料について、委託事業者に、別表１に定める額から別表２に定める額を減じた額を支払うものとし、利用者は、同表に定める利用者負担金を委託事業者に直接支払うものとする。

２　利用者は、利用日を変更し、又は中止する場合は、当該利用日の前々日の午後５

時までに、電話、ファックス等の手段により委託事業者及び町に連絡しなければな

らない。

この場合において、利用日の前々日の午後５時までに委託事業者に利用変更又は

中止の連絡がなく利用がなかった場合はこれを中止として取り扱い、利用者は、別

表２に定める利用者負担金をキャンセル料として委託事業者に支払わなければならない。ただし、委託事業者が免除する場合は、この限りでない。

　（安全管理）

第１１条　委託事業者は、町が定める安全管理マニュアル等に従い、利用者の体調に急変が生じた場合、災害又は感染症が発生した場合等、不測の事案が発生したときは、臨機に必要な措置を講じ、最善を尽くさなければならない。

（実施報告等）

第１２条　町長は、産後ケア事業の実施状況について、委託事業者に月１回以上報告させるものとする。

２　委託事業者は、産後ケア事業の利用が終了した利用者が継続して支援を要すると

判断するときは、町と情報交換を行うなど連携を図るものとする。

３　委託事業者は、前条に定める事案が発生したときは、原則として、事案発生日当日にその旨を町長に報告するものとする。

（損害賠償）

第１３条　利用者は、産後ケア事業の利用において委託事業者の施設その他付属設備

等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（報告及び調査）

第１４条　町長は、産後ケア事業の実施状況等について委託事業者に対し随時必要な

報告を求めることができるとともに必要があると認めるときは、実地の監査及び調

査を行うことができる。

（秘密の保持及び目的外使用の禁止）

第１５条　委託事業者は、産後ケア事業の実施で知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。

（その他）

第１６条　この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

別表１（第１０条関係）

|  |
| --- |
| １日当たりの通所型委託料（税込） |
| ２０，０００円 |
| （加算額） ３,０００円 |

備考　当該利用に係る乳児が多胎の場合、この表の上段に掲げる額に２人目以降１人につきこの表の下段に掲げる額を加算する。

|  |
| --- |
| １日当たりの宿泊型委託料（税込） |
| ２７,５００円 |
| （加算額） ３,６００円 |

備考

１　当該利用に係る乳児が多胎の場合、この表の上段に掲げる額に２人目以降１人につきこの表の下段に掲げる額を加算する。

２　宿泊型を１泊利用した場合は（１日当たりの委託料）×２日、２連泊した場合は（１日当たりの委託料）×３と計算する。

別表２（第１０条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 利用者負担金（通所型） | |
| 市町村民税非課税世帯  生活保護受給世帯 | 左記以外の世帯 |
| 基本料（１日当たり） | ０円 | ２，０００円 |
| 多胎児加算額（１日当たり） | ０円 | １人につき　３００円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 利用者負担金（宿泊型） | |
| 市町村民税非課税世帯  生活保護受給世帯 | 左記以外の世帯 |
| 基本料（１泊当たり） | ０円 | ３，０００円 |
| 多胎児加算額（１泊当たり） | ０円 | １人につき　３５０円 |